

吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（開示決定等の期限）

第3条 本市の機関（議会を除く。以下同じ。）についての法第83条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「14日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「15日」とする。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 本市の機関についての法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは、「29日」とする。

（費用負担）

第5条 保有個人情報の開示を受ける者は、法第87条第1項の規定による写しの交付等を受けるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（手数料）

第6条 法第89条第2項の条例で定める額は、0円とする。

（訂正請求権）

第7条 本市の保有個人情報についての法第90条第1項の規定の適用については、同項中「保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）」とあるのは、「保有個人情報」とする。

2 本市の機関に対する訂正請求については、法第90条第3項の規定は、適用しない。

（訂正請求の手続）

第8条 本市の機関に対する訂正請求についての法第91条第1項の規定の適用については、同項第2号中「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「訂正請求に係る保有個人情報」とする。

（訂正決定等の期限）

第9条 本市の機関についての法第94条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「29日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「15日」とする。

（利用停止請求権）

第10条 本市の機関に対する利用停止請求については、法第98条第3項の規定は、適用しない。

（利用停止請求の手続）

第 1 1 条 本市の機関に対する利用停止請求についての法第 9 9 条第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号中「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「利用停止請求に係る保有個人情報」とする。

（利用停止決定等の期限）

第 1 2 条 本市の機関についての法第 1 0 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「3 0 日」とあるのは「2 9 日」と、同条第 2 項中「3 0 日」とあるのは「1 5 日」とする。

（審査会の調査権限）

第 1 3 条 吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認めるときは、法第 1 0 5 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問した機関等（以下この条において「諮問機関等」という。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に限る。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問機関等は、審査会から前 2 項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

（調査審議手続の非公開）

第 1 4 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（個人情報保護審議会）

第 1 5 条 本市に、市長の附属機関として、吹田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、本市の機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1) 法第 6 6 条第 1 項の安全管理措置の基準の策定に関すること。

(2) この条例の改正に関すること。

(3) 本市の機関における個人情報の取扱いに係る運用上の基準の策定に関すること。

3 審議会は、委員 1 1 人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

- 第16条 市長は、毎年度1回、法及びこの条例による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第17条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(吹田市個人情報保護条例の廃止)

- 2 吹田市個人情報保護条例(平成14年吹田市条例第7号)は、廃止する。

(吹田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の吹田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者(以下「旧実施機関職員等」という。)のうち、旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た個人情報の取扱いに従事していた者に係る当該個人情報の内容を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項又は第11条の2第3項の規定による受託事務又は管理業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧条例第11条第2項に規定する受託者であったものの

(2) この条例の施行前において旧条例第11条第2項に規定する受託事務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者であったもの

(4) この条例の施行前において旧条例第11条の2第2項に規定する管理業務に従事していた者

- 5 この条例の施行前に旧条例第14条第1項又は第2項若しくは第3項(これらの規定を旧条例第18条第2項、第19条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第38条第1項の審議会の委員(以下この項にお

いて「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日において第15条第4項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間とする。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第47条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) 旧実施機関職員等

(2) 附則第4項第2号及び第4号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、附則第7項及び第8項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、これらの項の罰金刑を科する。

11 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

12 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

（吹田市情報公開条例の一部改正）

13 吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「吹田市個人情報保護条例（平成14年吹田市条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

（吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

14 吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年吹田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市に、市長の附属機関として、吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第3条中「組織及び」を削り、同条を第6条とし、同条の前に次の2条を加える。
(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(任務)

第2条 審査会は、実施機関（吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1) 吹田市情報公開条例第16条の審査請求に対する裁決

(2) 吹田市情報公開条例第29条第5項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

2 審査会は、前項の規定によるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、答申するものとする。

(吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

15 吹田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年吹田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」を「「個人番号」とは、法第2条第8項に規定する個人番号をいう」に改め、各号を削る。

(吹田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

16 吹田市行政不服審査法施行条例（平成28年吹田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、吹田市情報公開・個人情報保護審査会が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する法第81条第1項の機関として、個人情報

報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議する場合における法第81条第3項において準用する法第78条第4項に規定する手数料の額は、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年吹田市条例第 号）第5条の規定による負担に係る費用の額とする。